

情報 最前線

市役所への
お問い合わせ先

- 西条市庁舎
TEL0897-56-5151
- 東予総合支所
TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所
TEL0898-68-7300
- 小松総合支所
TEL0898-72-2111

お知らせ



―免除・猶予期間がある方へ―
国民年金保険料の追納制度
をご利用ください

国民年金保険料の免除（全額・一部）・若年者納付猶予・学生納付特例の期間がある場合、保険料を全額納めた時よりも老齢基礎年金の受取額が少なくなります。これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金増額のため、10年以内なら、さかのぼって納められます（追納）。

免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納されると、当時の保険料に一定の加算額が上乗せされます。

なお、老齢基礎年金を受給中の方は追納できません。

■手続きに必要なもの

○年金手帳

○認印（スタンプ印不可）

■問合せ

○新居浜年金事務所

TEL0897-35-1368

○市庁舎本館市民生活課

年金係

TEL0897-52-1383

○各総合支所市民福祉課

市民保険係（東予）

市民福祉係（丹原・小松）

市税の納付は口座振替が
便利で安心です

市税の納付方法を口座振替にすると、納め忘れがなく便利で安心です。口座振替の手続きは、預金通帳と通帳届出印を持ち、各金融機関の窓口

へお申し込みください。市が

口座振替依頼書を受理した日の翌月末日から口座振替ができません。（公的年金から特別徴収している市県民税については口座振替はできません）

■取扱金融機関

伊予銀行、周桑農業協同組合、西条市農業協同組合、愛媛銀行、東予信用金庫、広島銀行、愛媛信用金庫、香川銀行、百十四銀行、四国労働金庫、ゆうちょ銀行（順不同）

■問合せ 市庁舎本館納税課

納税第2係

TEL0897-52-1279

バイクや軽自動車の廃車・
譲渡手続きをお忘れなく

軽自動車税は毎年4月1日現在の所有者または使用者に課税されます。

廃車、紛失、名義変更、住所変更の手続きは、3月中旬に済ませてください。4月以降に手続きをしてもその年度の軽自動車税は課税されます。

【手続きの受付場所】

■軽自動車（軽四輪）

軽自動車検査協会愛媛事務所
（松山市南高井町1814-2）
TEL089-975-6730

■二輪車（125cc越）

四国運輸局愛媛運輸支局
（松山市森松町1070）
TEL050-5540-2076

■原動機付自転車（125cc以下）

○市庁舎本館納税課納税第1係
TEL0897-52-1278
○東予総合支所税務課税務係
○丹原総合支所総務課税務係
○小松総合支所総務課税務係

3月の市税ごよみ

19日(火) 国民健康保険税第8

期分の督促状の発送

※督促状1通につき100円の督促手数料をいただきます。

西条交通安全協会は

一般社団法人に移行します

西条交通安全協会は、4月1日より社団法人から「一般社団法人」に移行します。

これに伴い、運転免許更新時等に入会されていた方は、普通会员から賛助会員となり総会の議決権がなくなります。

議決権のある正会員を希望される方は西条交通安全協会までご連絡ください。

■問合せ 西条交通安全協会

TEL0897-55-9911

一部窓口業務を 19時 まで延長します

期間：3月27日(水)～29日(金)
4月1日(月)～4日(木)

年度末および年度当初に転入等される方で、通常の開庁時間にその手続きに来られない方のため、本庁市民生活課市民係と東予総合支所市民福祉課市民保険係、丹原・小松総合支所市民福祉課市民福祉係の窓口業務を延長します。

■開庁場所 市庁舎本館市民生活課市民係、東予総合支所市民福祉課市民保険係
丹原・小松総合支所市民福祉課市民福祉係

■取扱業務 各種住所異動届、印鑑登録、国民健康保険加入・脱退、各種証明書発行、戸籍届出。
※他市町村等に照会が必要なものや届出の内容によっては、当日の取り扱いができないことがあります。

■問合せ 市庁舎本館市民生活課 市民係 TEL0897-52-1211